

令和5年(行ウ)第95号、同第332号

神宮外苑再開発事業認可取消等請求事件

原告 カップ・ロッシェル ほか

被告 東京都

5

原告長谷川ら準備書面(3)

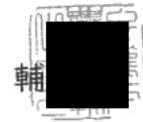
令和 7年12月 4日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

10

原告長谷川ら訴訟代理人弁護士

農 端 康



15

原告適格に関して、令和5年3月13日付け訴状訂正申立書[3-5頁]、令和5年8月9日付け訴状(追加提訴分)[2-5頁]、原告準備書面(1)[7-23頁]、原告準備書面(2)[8-30頁]及び原告準備書面(3)[8-16頁]において原告側から主張しているが、原告適格に関する原告らの主張を、改めて以下のとおり追加して主張する。

以下のとおり、原告らにはいずれも原告適格がある(本準備書面の主張全体に関わるものとして甲A53[角松生史教授の意見書]を参照。)

20

第1 原告らにはいずれも原告適格が認められること

1 原告適格に関する判断枠組み

原告らが本件訴訟で取消しを求めている本件処分は都市再開発法7条の9に基づく施行認可である。

原告らはいずれも本件処分の名宛人ではないものの、本件処分を定めた行政

法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、上記の具体的利益が帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有する。

5
10
15
そして、処分の相手方以外の者について上記の法律上保護された利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮し、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌し、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案すべきものである（行政事件訴訟法9条2項。最判平成17年12月7日民集59巻10号2645頁。）。

2 本件処分の根拠となる法令の趣旨及び目的

(1) 本件訴訟で取消しを求める本件処分の根拠法令

20
25
本件訴訟で取消しを求める本件処分の直接の根拠法令は都市再開発法である。都市再開発法は、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的」とする法令（都市再開発法1条）で、都市再開発法は、いわゆる「個人施行」の施行認可の基準としても、事業計画の内容が施行地区内の土地に係る都市計画に適合しない（都市再開発法7条の14第4号）ことに該当しないこと（＝「事業計画の内容が都市計画に適合すること」）を求めていることから、都市計画の基準及び手続等

について規定する都市計画法も本件処分の根拠法令である。(なお、仮に都市計画法が本件処分の根拠法令でないとしても、「当該法令と目的を共通にする関係法令」に当たる。)

5 (2) 都市計画法の趣旨及び目的

都市計画法は、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的」とする(都市計画法1条)ほか、「健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念」とする法令である(都市計画法2条)。その上で、都市計画法は、都市計画について、国土形成計画等の計画(当該都市について公害防止計画が定められているときはこれを含む。)に適合しなければならず、当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならないとする(都市計画法13条1項柱書)とともに、都市施設について、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な場所で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市計画を保持するように定めることとしている(都市計画法13条1項1号)。都市計画法は、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとし(都市計画法16条1項)、都市計画を決定しようとする旨の公告があったときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧に供された都市計画の案について意見書を提出することができるものとし(都市計画法17条2項)、都市計画の認可の告示があったときは、事業の概要について事業地及びその附近地の住民に説明する等の措置を講ずることにより、事業の施行について協力が得られるように努めなければならない旨を定めている(都市計画法66条)。

(3) 都市再開発法の規定には健康又は生活環境の被害が発生することを防止することが趣旨及び目的に含まれること

ア 環境基本法・環境影響評価法・東京都環境影響評価条例

5 都市計画法において、都市計画を適合させなければならないとされる公害防止計画は、環境基本法を根拠とするが、環境基本法は、「現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」（環境基本法1条）とする法令である。環境基本法は、騒音や振動を含む公害（環境基本法2条3項参照）が発生するおそれのある地域について、その発生を防止するために総合的な施策を講ずるため、都道府県が環境基本計画として公害防止計画を作成することができる（環境基本法17条柱書）とした上で、国が講ずる環境の保全のための施策として、環境影響評価の推進（環境基本法20条）を定めている。

15 環境影響評価法は、環境影響評価の具体的な手続その他所要の事項を定める法令で、「環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的」とする法令である（環境影響評価法1条）。環境影響評価法は、環境影響評価（環境影響評価法2条1項）の評価項目の範囲（環境影響評価法11条1項等）及び手続等を定め、対象事業に係る免許等を行う者は、当該免許等の審査に際し、評価書の記載項目に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない（環境影響評価法33条1項）と定める。

25 また、東京都は、計画の策定及び事業の実施に際し、公害の防止等の環境

の保全について適正な配慮がなされることを期し、もつて都民の健康で快適な生活の確保に資することを目的として、東京都環境影響評価条例を定めている（東京都環境影響評価条例1条）。東京都は、東京都環境影響評価条例で、環境影響評価（東京都環境影響評価条例2条1号）の評価項目の範囲（東京都環境影響評価条例9条、東京都環境影響評価条例施行規則6条）及び手続等を定めた上で、東京都知事は、対象事業の許認可権者に対し、対象事業に関する評価書等の写しを送付するとともに、「当該対象事業の実施についての許認可等を行うに際して当該評価書の内容について十分配慮するよう要請しなければならない。」（東京都環境影響評価条例60条）と定めている。

10 東京都環境影響評価条例の規定は、都市計画の決定又は変更に際し、環境影響評価等の手続を通じて公害の防止等に適正な配慮が図られるようにすることも、その趣旨及び目的とするものである。

15 **イ 都市再開発法の規定は健康又は生活環境の被害の発生を防止することを趣旨及び目的としていること**

20 上記（2）の都市計画法の規定に加えて、上記（3）アの環境基本法・東京都環境影響評価条例等の規定の趣旨及び目的からすれば、「個人施行」の施行認可に関する都市再開発法の規定は、市街地再開発事業に伴う騒音、振動等によって、健康又は生活環境の被害が発生することを防止し、もって健康で文化的な都市生活を確保し、良好な生活環境を保全することも、都市再開発法の趣旨及び目的にあたる（以上につき、例えば、東京地判令和4年5月17日（平成29年（行ウ）第358号）判例集未登載（ウエストロー登載）、東京高裁平成25年9月25日（平成24年（行コ）第306号）裁判所ウェブサイト。）。

25

(4) 都市再開発法の規定は避難を含む災害防止を趣旨及び目的に含むこと

ア 都市再開発法・都市計画法・都市公園法、東京都震災対策条例の趣旨及び目的

都市再開発法の前史の1つは「防災建築街区における防災建築物及びその敷地の整備」を目的とする「防災建築街区造成法」であり（都市再開発法附則3条）、さらに「防災建築街区造成法」の前史には「耐火建築促進法」がある（防災建築街区造成法附則3条）。耐火建築促進法は、「都市における耐火建築物の建築を促進し、防火建築帯の造成を図り、火災その他の災害の防止、土地の合理的利用の増進…に資し、もつて公共の福祉に寄与することを目的」とする法律である（耐火建築促進法1条）。（甲A20 [13-14頁]

都市再開発法は、これらの法律や市街地改造法を前史とする「街づくり」そのものを目的とする総合的な再開発に関する法律であるが、このような制定の経緯からいっても、事業区域内の防災機能の向上に留まらず、周辺地域を含む都市全体の再開発の構想、都市計画の構想を前提とし、周辺地域を含む「都市機能の更新」を目的とするものである。このことを示すように、都市再開発法の目的の1つである「都市機能の更新」には、「不良建築物を除却し、…地域に必要な公共施設等が確保され、…土地の高度利用が行われることによって、土地利用の合理化等が図られること」が含まれている。「このような目標が達成されるためには、都市全体の区域について、道路、広場等公共施設の不足、商業業務機能の低下、生活環境の悪化、木造低層建築物の密集、排気ガス、騒音等公害の発生、大震火災等の災害の危険性など各地域の問題点を明らかにし、…都市全体の再開発の構想を明らかにする必要がある。」（甲A20 [52-53頁]）とされているのである。

このような都市再開発法に基づく市街地再開発事業は、施設建築物を建築するとともに、道路、公園、広場、緑地などの公共施設も整備する事業であ

る(都市再開発法2条4項、都市再開発法施行令1条)。これらの「公共施設」は上記のとおり市街地再開発事業の区域内の権利者・関係者のみのものでなく、周辺住民にとっての防災性や居住環境の向上のためのものでもある。

5 都市計画法は、前記のとおり、本件処分の根拠法令の1つであるが、上記
2(2)の目的や基本理念を前提に、都市計画区域について定められる都市
計画は、当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しなければならないとしており(都市計画法13条1項柱書)、例えば防災街区整備地区計画
10 は「当該区域の各街区が火事又は地震が発生した場合の延焼防止上及び避難
上確保されるべき機能を備えるとともに、土地の合理的かつ健全な利用が図
られることを目途として、一体的かつ総合的な市街地の整備が行われること
となるように定める」(都市計画法13条1項16号)とされている。「公園」
を含む都市施設については「土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘
15 案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を
確保し、良好な都市環境を保持するように定めること」(都市計画法13条1
項11号)としている。そして、都市計画区域について定められる都市計画
は、当該都市の住民が健康で文化的な都市生活を享受することができるよう
に、住宅の建設及び居住環境の整備に関する計画を定めなければならないと
される(都市計画法13条2項)。

20 『第12版 都市計画運用指針』においては、「自然的環境の整備又は保全」
との関係において「特に、既に市街地を形成している区域のうち、中心市街
地においては、働く人々や訪れる人々の安らぎや交流の場として、密集市街
地においては、防災性、居住環境の向上のために、不足している公園等の公
共空地を積極的に決定し緑を確保しつつ整備すべきである。」とする(甲A1
25 3[11頁・下から14行目以下])。そして、「都市再開発方針」に関して、

例えば、「地区の選定」は「周辺地域と一体となった市街地の形成に配慮して、公共施設等により区画される適正な街区群となるよう選定することが望まし（い）。」としている（甲A13 [76頁・下から3行目以下]）。

5 また、『第12版 都市計画運用指針』は、都市施設の1つとしての「公園」（都市施設としての公園が「都市計画公園」である。）について、「公園とは、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震火災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地である。」（甲A13 [268頁]）とし、「③配置」として「公園の配置は、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の観点からする緑地
10 （…）の系統的な配置の一環として定めることが望ましい。計画に当たっては、自然地の分布、土地利用、交通系統等の現況及び計画を勘案して、以下に掲げる種別毎の方針を基準とすることが望ましい。」（甲A13 [269頁]・下から7行目以下）としている。

15 このように『都市計画運用指針』をみても、再開発等促進区としての地区計画の区域内だけではなく、防災や景観形成の観点で周辺地域との関係が意識されていることが明らかである。

都市公園法は、「都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」法令である（都市公園法1条）。都市公園法は、地方公共団体が都市公園を設置する場合において「防火、避難等災害の防止に資するよう考慮する」ことを求めており（都市公園法3条1項、都市公園法施行令2条柱書）、都市計画法と目的を共通とする法令である。
20

東京都震災対策条例（甲A46）は、震災対策に関し、都民、事業者及び東京都の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的
25

かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする条例である（東京都震災対策条例1条）。東京都震災対策条例は、上記の都市再開発法及び都市計画法と都民の生命、身体及び財産を保護する防災の観点で趣旨及び目的を共通にする法令である。

5 東京都震災対策条例は、「知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。」とし（東京都震災対策条例47条1項）、また、

「知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。」（東京都震災対策条例48条）とした上で、「知事は、避難場所及び避難道路の周辺に存する建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。」としている（東京都震災対策条例49条）。そして、東京都震災対策条例施行規則は、上記の「避難場所」について、「周辺の市街地構成の状況から大震火災時のふく射熱に対して安全な面積を有する場所であること。」及び「避難場所の内部において震災時に避難者の安全性を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。」の条件を満たしていることを求めている（東京都震災対策条例施行規則23条。甲A47）。また、上記の「避難道路」については、

「避難場所と当該避難場所に避難しなければならない人の居住地との距離が長く、又は火災による延焼の危険性が著しく、自由に避難することが困難な地域について指定する」とし、「幅員十五メートル以上のものとする。」としている（東京都震災対策条例施行規則24条）。そして、知事は、上記の「避難場所」又は「避難道路」について、「指定し、又は取り消したときは、速やかに告示しなければならない。」と定めている（東京都震災対策条例施行規則25条）。

25 東京都「都市計画公園・緑地の整備指針」（甲A59）や「東京都地域防災

計画」(甲A60)においても、「公園」を避難場所や災害対策の拠点としてとらえている。

イ 都市再開発法及び都市計画法は避難を含む災害防止を確保することも趣旨及び目的とすること

「個人施行」の施行認可に関する都市再開発法及び都市計画法の規定は、上記のとおり、都市計画法の都市公園法の規定や東京都震災対策条例の規定の趣旨及び目的、東京都地域防災計画における位置づけを踏まえれば、避難を含む災害防止ということをも都市再開発法の趣旨及び目的に含まれている(以上につき、土地区画整理事業の認可に関する東京地判平成20年5月29日判時2015号103号参照。)

(5) 都市再開発法等の規定は事業区域と同一の風致地区内の居住者の「景観利益」を保護することを趣旨及び目的に含むこと

すでに述べたように、都市計画法は、都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市の住民が健康で文化的な都市生活を享受することができるように、住宅の建設及び居住環境の整備に関する計画を定めなければならないとしている(都市計画法13条2項)。

風致地区は、都市における風致を維持するために定められた地域地区であり(都市計画法8条1項7号、都市計画法9条22項)、「都市の風致」とは、「都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観」である(甲A13[117頁・下から4行目以下])。そして、風致地区内では、風致地区条例に基づいて、様々な行為規制が課せられている(例えば、甲A9)。

また、『第12版 都市計画法運用指針』においては、「公園」を含む公共空地の都市計画と風致地区との関係について、「風致地区内では、公園等は風致の

維持のために重要な役割を果たす都市施設であることに鑑み積極的に決定することが望ましい。この場合、特に風致地区の良好な自然的景観を享受することができる眺望の場、良好な自然的環境を生かした散策、休息、自然とのふれあいの場等一定の利用が想定されるところは公園等として決定し、必要な整備を行うことが望ましい。」としている（甲A13[274頁・3行目以下]又は[120頁]）。

また、景観法は、「美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的」とする法律である。景観法はその基本理念として、「良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。」としている。都市計画法は健康で文化的な都市生活の確保を基本理念とすること（上記2（2））、環境基本法の趣旨目的（上記2（3）ア）からすれば、都市再開発法、都市計画法及び環境基本法の関係法令と位置づけられる。

したがって、都市再開発法及び都市計画法の規定には、周辺環境を含めた景観への配慮、「都市の風致」への配慮もその趣旨及び目的としている。

20 (6) 都市再開発法の規定は都市景観の保全も趣旨及び目的としていること

都市計画法の運用を定めた『第12版 都市計画法運用指針』においては、「市街地再開発事業の都市計画の考え方」として、「土地区画整理事業における公共施設の配置及び宅地の整備に関する事項、市街地再開発事業における公共施設の配置及び規模並びに建築物及び建築敷地の整備に関する計画等については、市街地を面的に整備するという市街地再開発事業の特徴に鑑み、公共施設

や宅地、建築物等それぞれの整備を個別に検討するのではなく、まちのデザイン等良好な都市空間・都市景観の創出を含め、目指すべき市街地像について総合的な検討を行った上で定めることが望ましい。」と定めている（甲A13[301頁]・2行目以下）。

5 また、上記2（3）アのとおり、東京都環境影響評価条例は、「環境の保全」の一貫として「自然環境及び歴史的環境の保全、景観の保持」も目的としており（東京都環境影響評価条例1条）、環境影響評価手続で検討すべき具体的「環境影響評価の項目」として「騒音・振動」と並んで「景観」を挙げている（東京都環境影響評価条例施行規則6条）。

10 上記2（5）のとおり、景観法は、「美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的」とする法律であり、基本理念を定めており、景観法は、都市計画法を介して、都市再開発法の「個人施行」の施行認可の根拠となる法令と目的を共通する関係法令である。

15 したがって、都市再開発法及び都市計画法は、第一種市街地再開発事業に関して、事業区域と同一の風致地区内に限らず、「景観利益」を保護することを趣旨及び目的とするものである。

20 3 本件処分において考慮されるべき利益の内容及び性質

（1） 騒音等の生活環境上の直接的に受けるおそれがある地域に居住する者

ア 健康又は生活環境

25 上記2（3）からすれば、都市再開発法及び都市計画法その他の関係法令は、「個人施行」の市街地再開発事業に起因する大気汚染、振動・騒音、風害等によって健康又は生活環境に係る被害を直接的に受けるおそれのある

地域に居住する個々の住民に対して、そのような被害を受けない具体的利益を一般的公益の中に吸収解消させることなく、個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含む。

5 このことは、健康又は生活環境に係る被害は、人の生命、身体又は健康という重要な法益に関わることに加えて、違法な都市計画を基礎とした市街地再開発事業の施行認可がなされた場合、そのような事業に起因する騒音・振動等による被害を直接的に受けるのは、事業地の周辺の一定の範囲の地域に居住する住民に限られ、その被害の程度は、居住地が事業地に接近するに連れて増大すること、その被害を反復継続して受けた場合、健康や生活環境に係る被害は著しいものになるからである（例えば、東京地判令和4年5月17日（平成29年（行ウ）第358号）判例集未登載（ウエストロー登載・甲A57）、東京高裁平成25年9月25日（平成24年（行コ）第306号）裁判所ウェブサイト。）（以上につき、甲A53〔5-7頁〕）。

10

15 **イ 北青山1丁目アパートに居住する原告には原告適格が認められること**

（ア）これまでの原告らの主張立証

原告らのうち北青山1丁目アパートの住民に対する具体的な騒音や風害の被害については、特に原告準備書面（1）〔9-13頁〕、原告準備書面（2）〔11-18頁〕及び原告準備書面（3）〔13-14頁〕で主張したとおりである。

20

（イ）事業者が提出した環境影響評価書の内容

本件環境影響評価書においては、「施設の供用に伴う騒音」として、野球の開催時のみを対象とし、その他のイベントの開催時の騒音を対象としていない（乙54-2〔184頁〕）。

25

このような環境影響評価書の前提条件を踏まえた予測結果としても、スタンド高さの騒音レベルは、施設利用者が対策しなければ、「野球場棟から近傍住宅までの距離（野球場棟から約80m）において62dB（61.5dB）程度である。なお、現況の神宮球場から近傍住宅までの距離（約160m）においては58dB（57.9dB）程度と予測されることから、将来においては4dB（3.6dB）程度増加すると考えられる。」と予測されている（乙54-2 [231頁]、乙54-3 [173頁]）。

この数値は、昼間の環境基準である55dBを超えており、「野球場棟からの騒音については騒音の発生に配慮するよう、施設利用者に対して夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行うなど環境保全措置に努めていく。」（乙54-3 [173頁]）と記載されていることからしても、事業者側も騒音に関する負の影響が大きいことを認めている。

（ウ）原告側の調査結果と環境影響評価書の予測の問題点

今回、原告側において、騒音の専門家に依頼して、現在の神宮球場で開催された「乃木坂46」のコンサート開催時（以下、「本件神宮球場コンサート開催時」という。）の騒音の大きさ、騒音の周辺地域への影響を調査・測定した（甲A51）。

その結果、明らかになった測定結果の要点は以下のとおりである。

①野球開催時と比較して、本件神宮球場コンサート開催時のほうが20dB近く大きな音が発生して、周辺に対しての大きな影響を与えていること。平均値で見ても、17.5dBAほど大きな測定値となっていること。

本件神宮球場コンサート開催時には、160m地点で瞬間的に9

0 d B A程度の音が発生していると思われ、それは1回発生しただけでも十分刺激的な音のレベルであること（以上、甲A51〔23頁〕）。

5 ②北青山1丁目アパートでの測定結果として、本件神宮球場コンサート開催時は、平均で70.9-72.0 d B Aであり、環境基準で評価すると工場などの施設がある地域の昼間60 d B Aをも大きく超える結果になっていること。

10 新野球場棟の位置が北青山1丁目アパートに近づくことを踏まえると、日本建築学会の評価指針〔甲A51・参考資料-3参照〕において許容できるレベルである40 d B Aにするためには窓の遮音性能を35 d B Aとする必要があること（以上、甲A51〔24頁〕）。（※なお、35 d B Aという遮音性能はかなり高品質のものである。）

15 ③環境影響評価書における騒音の測定には疑問が残ること（以上、甲A51〔24頁〕）。

上記のとおり、神宮球場で野球が開催される場合に比べて、本件神宮球場コンサート開催時のほうが騒音被害の程度は著しく大きく、また、環境基準を大きく上回る影響があることが明らかになっている。

20 また、騒音の専門家の検討結果として、環境影響評価書における騒音測定の結果や予測内容には疑義があり、「非常に稚拙というか杜撰で大変粗雑な検討しかなされていない」とのことである（甲A52）。意見の要点は以下のとおりである。

25

5 ①環境影響評価書の騒音測定は、60 dBA程度の暗騒音がある環境で、それよりも小さな54 dBAや51 dBAの測定をどのように測定できたか疑問であること。なお、環境影響評価書の騒音測定では、背景騒音による補正を行ったとの記載は見当たらず、そもそも測定が不可能と思われること（以上、甲A52 [●3-7頁]）。

10 ②騒音伝播予測計算法に関して、減衰に関する予測式の定数を8と設定しなければならないところ、定数を11と設定している。その結果として、音の減衰を故意に過大に評価しており、予測結果として算出される騒音レベルが過小な値となっていること（以上、甲A52 [8-9頁]）。

15 ③新野球場棟建設後の北青山1丁目アパートへの騒音影響度について、現在の神宮球場の形状を前提に予測しているが、本来は、新野球場棟に関する最新情報を元に検討すべきであること。また、新野球場棟の形状として、音が南西面から北や東側方向に反射してくる形状となることから、反射してくる音も考慮して騒音の予測がなされる必要があること（以上、甲A52 [8-9頁]）。

20 ④上記②及び上記③を踏まえると、上記②の関連で「+3 dB」の補正が必要であり、上記③の関連で「+4.5 dB」程度の補正が必要と想定される。環境影響評価書の示す「+3.6 dB」の補正と合わせるとおよそ11 dB増となり、環境基準を大きく上回る結果となること。

25 以上、測定結果の報告書及び意見書を前提とすると、本件神宮球場コンサート開催時には本件事業によって環境基準を大きく超える騒音が発生していること、これとは別に、本件環境影響評価書の騒音の予測結果として

算出される騒音レベルが過小な値となっており、必要な補正をすれば環境基準を大きく上回ることが確認できる。

5 (エ) 北青山1丁目アパートに居住する住民には著しい騒音の被害があること

10 上記(ウ)の結果を踏まえると、本件再開発事業として建設される新野球場棟の北青山1丁目アパートの住民に対する騒音の影響は、環境基準を大きく上回るものであり、本件事業に起因する大気汚染、振動・騒音、風害等によって健康又は生活環境に係る被害を直接的に受けるおそれのある地域に居住する者にあたる。

15 また、上記(イ)のみをもってしても、北青山1丁目アパートの住民に対する騒音の被害は、環境基準を上回るものであり、本来は許されるものではなく本件事業に起因する大気汚染、振動・騒音、風害等によって健康又は生活環境に係る被害を直接的に受けるおそれのある地域に居住する者に当たるといわなければならない。

したがって、北青山1丁目アパートの住民については、健康又は生活環境上の被害を直接的に受けることを理由に、本件処分に関して原告適格が認められる。

20 北青山1丁目アパートの住民は、当初原告の原告番号6ないし原告番号31、追加提訴原告の原告番号2から13の原告である。

(原告適格に関する「当てはめ」に当たったの判断方法については甲A53[6-7頁]を参照。)

(2) 災害時の避難場所として公園等を利用する利益を害される者

25 ア 結論

5 本件事業では、「公園まちづくり」制度の利用によって、都市計画公園の区域が一部削除されることとなる。このような計画を前提にし、都市計画公園の上記2(4)の目的からすれば、都市再開発法及び都市計画法その他の関係法令は、「個人施行」の市街地再開発事業によって、「避難場所」である都市計画公園が削除される場合には、少なくとも自治体から「避難場所」として指定されている地域に居住する者については、原告適格が認められるべきである（東京地判平成20年5月29日判時2015号103号も参照）。

10 イ 災害時の避難場所等として利用する者には原告適格が認められること

上記2(4)のとおり、都市計画法及び都市計画運用指針等を踏まえると、都市再開発法及び都市計画法の規定は、避難を含む災害防止をもその趣旨及び目的としている。

15 都市計画上、公園等の公共空地には、一般的に大震火災等の災害時における避難地・避難路・広域防災拠点や延焼防止帯としての機能が期待されている。そして、本件神宮外苑地区は、(広域)避難場所たる公園として、震災時における避難場所や救助等の活動拠点となることも含めて、防災上の重要な位置づけを有している。

20 本件処分的前提となる都市計画の変更によって、本件事業区域の防災・避難等に係る機能が損なわれた場合、生命・身体に著しい被害をうけるおそれがある。また、そのような被害を受けるおそれがある者は、本件事業区域の周辺の一定範囲の地域に居住する住民に限られる。このような被害の内容、性質、程度等を考えれば、かかる被害から免れる利益は、一般的公益の中に吸収解消させることができない個別的利益である。

25 したがって、神宮外苑地区を災害時の避難場所・避難経路として利用す

ることが想定される地域に居住する者は、都市再開発法、都市計画法及び関係法令が保護する利益の「核心的享受者」として原告適格が認められるべきである（以上、甲A53〔7-14頁〕。原告適格に関する判断方法に関してはとくに11頁参照。）。

5 とりわけ、今回の事業で事業者が用いた「公園まちづくり制度」は、都市計画法上の都市施設として「公園」と指定されていた区域について、およそ50年以上「未供用」であったことを受けて、一定の要件にそった計画とすることを条件に、「早期の公園機能の発現」等を目的として、都市計画公園区域から一部の区域を削除することを認める仕組みである。この仕組みを用いることを前提に、本件の市街地再開発事業の前提となった「再

10 開発等促進区を定める地区計画」が制定され、市街地再開発事業に関わる施設建築物の建築が認められている。

 上記2（4）で述べたとおり、都市施設としての「公園」は、「大震火災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地」であり、「避難場所」は大震火災時に延焼火災の危険から身を守るために避難するオープンスペースである。

15

 （なお、実際に、神宮外苑地区では、大正時代の関東大震災時に、造成工事を中断し、「敷地を罹災者に開放、バラック・病院・浴場、公設市場等を建設」した歴史もある（甲A3〔488頁〕の大正13年「9・1」の部分）。）

20

 「公園まちづくり制度」の利用によって、このような避難のための公共用地が削減されることは、少なくとも、自治体において神宮外苑地区を避難場所として指定された区域に居住する者にとっては、個別具体的な避難の利益を害されることを意味している。

25

ウ 本件処分との関係でのあてはめ

東京都は、港区、新宿区及び渋谷区の以下の区域について神宮外苑地区を東京都震災対策条例等における「避難場所」と指定している。

5 港区：北青山一丁目、北青山二丁目、北青山三丁目及び元赤坂二丁目の一部

新宿区：荒木町、市谷本村町の一部、霞ヶ丘町、片町、左門町、信濃町、須賀町、大京町、南元町の一部、四谷二丁目、四谷三丁目、四谷坂町、四谷三栄町、若葉二丁目及び若葉三丁目

10 渋谷区：神宮前二丁目の一部、神宮前三丁目の一部、千駄ヶ谷一丁目の一部及び千駄ヶ谷二丁目の一部

北青山1丁目アパートの住民のほか、上記区域に居住する原告については、避難する利益との関係で、原告適格が認められるべきである。

15 したがって、北青山1丁目アパートの住民である当初原告の原告番号6ないし原告番号31、追加提訴原告の原告番号2から13の原告のほか、上記「避難場所」として指定された上記町丁に居住する追加提訴原告の原告番号34、35、36、38及び53の原告には原告適格が認められる。

20 (3) 同一の風致地区内に居住している者の「景観利益」

上記2(5)のとおり、都市再開発法及び都市計画法の規定には、周辺環境を含めた景観への配慮、「都市の風致」への配慮もその趣旨及び目的としていることを前提に、本件処分において考慮されるべき利益の内容及び性質について検討する。

25 いわゆる国立マンション事件民事最高裁判決（最判平成8年3月30日民集

60巻3号948頁)は、景観利益が不法行為法上の法的保護の対象となることを示している。その後のいわゆる大阪サテライト事件最高裁判決(最判平成21年10月15日民集63巻8号1711頁)やその後の下級審判決は、原告適格の根拠としての個別的利益の認定に関して、生命、身体の安全、健康、
5 財産に関する利益と生活環境に関する利益とを区別して、後者について「法令の手掛りとなることが明らかな規定」の有無に着目して、「法令の手掛り」があれば生活環境上の利益も個別的利益として認めることができるとしている。

上記2(5)のとおり、風致地区の制度を踏まえると、風致地区制度は現実の都市居住環境を直接かつ具体的に構成するものであり、風致地区制度は単なる「都市の自然」を、公益として一般抽象的に保護する趣旨ではなく、あくまで現実の生活空間である地区内居住者の都市生活環境につき、個別具体的な法的保護を与える趣旨であると解すべきである(以上、甲A56、甲A53[14頁以下])。

居住者の現実の生活環境を保全する風致地区制度の趣旨を考えれば、景観利益の個別的利益の有無を判定するに当たっての「法令の手掛り」といえる。
15

したがって、明治神宮内外苑風致地区内に居住し、同地区において保全されている良好な景観の恵沢を日常的に享受している者であって、本件事業の実施によってその享受する景観利益に影響を受けるおそれがある者は、都市再開発法及び都市計画法等によって保護される利益の「核心的享受者」として、一般的公益に吸収されない個別的利益を有しており、本件処分の取消訴訟における原告適格は認められるべきである(甲A53[16頁])。
20

この点、東京地判平成25年11月7日(平成25年(行ウ)第3号)判例集未登載(ウエストロー登載。甲A58)は、東京都環境影響評価条例や景観法の定めや制度を詳細に検討し、結論として「第一種市街地再開発事業に関する都市計画の決定をするに当たって保護すべき景観の内容、場所的又は空間的
25

な範囲、保護の方法態様等が具体的にうかがわれるほどには詳細かつ具体的な
ものではなく、他に上記保護すべき景観の内容、場所的又は空間的な範囲、保
護の方法態様等を具体的にうかがわせる規定は、市街地再開発組合の設立認可
5 査するも見当たらない。」(傍点は引用者)ことを理由に、当該事案の原告らの
原告適格を否定したが、上記を反対解釈すれば「保護すべき景観の内容、場所
的又は空間的な範囲、保護の方法態様等が具体的にうかがわれるほどには詳細
かつ具体的なもの」であれば、原告適格の基礎となることを認めたものといえ、
上記と同趣旨の内容を判示している。

10 同様に、東京地判令和6年7月29日(令和4年(行ウ)第370号)裁判
所ウェブサイトは、原告が主張した「景観利益」との関係で、「石神井公園周辺
の景観が、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな
生活環境を構成するものであったとしても、原告Bらが、風致地区に居住して
いるなど、景観の恵沢を日常的に享受していることをうかがわせる証拠はない
15 から、原告Bらは、石神井公園周辺の景観について、法律上保護された景観利
益を有するとはいえない。」(傍点は引用者)と判示しているのも、同様の趣旨
である。

本件では、本件事業の区域は「明治神宮内外苑付近風致地区」に含まれてい
る一方、北青山1丁目アパートも同様に「明治神宮内外苑付近風致地区」に位
20 置しており(甲A10-1)、「一団の土地の区域」として「都市の風致」が維
持されるべき区域内にある。そして、甲149で示したように、ほとんどの居
住者が散歩等の形で毎日いちょう並木や外周道路を利用しており、その緑を大
事に思っていることからすれば、北青山1丁目アパートの住民は、それぞれ「明
治神宮内外苑付近風致地区」において保全されている良好な景観の恵沢を享受
25 している。また、本件事業が風致地区の例外許可を得なければ工事が進められ

ない事業内容であることや本件事業区域内に高さ190mや高さ185mの高層建築物の建築がなされること（例えば甲A41）を踏まえれば、北青山1丁目アパートの住民が享受する景観利益が本件事業の実施によって影響を受けるおそれのあることは明らかである。

- 5 （なお、神宮外苑の歴史や神宮外苑地区の歴史的・文化的価値については、原告準備書面（1）[14-18頁]及び原告準備書面（2）[20-26頁]を参照。景観計画上の位置づけは（4）で後述する。）

10 したがって、少なくとも、北青山一丁目アパートの住民（当初原告の原告番号6ないし原告番号31、追加提訴原告の原告番号2から13の原告）は、明治神宮内外苑風致地区内に居住し、同地区において保全されている良好な景観の恵沢を日常的に享受している者であって、本件事業の実施によってその享受する景観利益に影響を受けるおそれがある者として個別的具体的利益があり、原告適格がある。

15 **（4）その他の原告の「景観利益」も個別的に保護される利益であること**

20 景観法は、上記2（5）の目的及び基本理念を具体化するために、「景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（…）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。」（景観法8条1項）としており、景観計画には、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」等を定める（景観法8条2項）とする。これらの規定や制度を通じて、良好な景観形成を図っている。

25 そして、第一種市街地再開発事業に関する都市計画の決定をするに当たって保護すべき景観の内容、場所的又は空間的な範囲、保護の方法態様等が具体的

にうかがわれ、都市再開発法及び都市計画法並びにその関係法令の規定が、不特定多数の者の景観利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと理解することとなる（例えば、東京地判平成25年11月7日（平成25年（行ウ）第3号）判例集未掲載（ウエストロー。甲A58）参照）。

5

本件事業区域の景観計画との位置づけを改めて整理すると、「新宿区景観まちづくり計画・景観形成ガイドライン」（甲A49）では、「エリア別景観形成ガイドライン」として「神宮外苑・南元町エリア」として、「景観特性」の「壮大な眺望景観」として「イチョウ並木から明治神宮聖徳記念絵画館を望む眺望景観」「明治神宮聖徳記念絵画館前の芝生広場」からの「みどりに囲まれた広大な見晴らし」、「景観形成の方針」として「明治神宮聖徳記念絵画館を中心とする広場からの広大な眺めを将来にわたって継承する。」と定められている。

10

また「港区景観計画」（甲A50）では、「神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区」及び「青山通り周辺景観形成特別地区」に指定されており、「建築物の建築等」等に関して、景観法の制度によって行為制限が課せられている（甲A50 [44-47頁、75-79頁]）。「景観形成特別地区」とは、「○文化財庭園など歴史的価値の高い施設とその周辺地域、○水辺の周辺など観光振興を図る上で特に重要な地域、○主要な道路の沿道で特徴的な街並みを形成する地域」のうち、「景観形成の基本方針を踏まえて、魅力的な景観を育むために、重点的に取り組む地区を、他の地域とは別に区域を区分し、地区ごとに景観形成の方針、景観形成基準、届出の対象とする行為や規模を定め（た）」ものであり、景観計画において重点的に景観形成に取り組むこととしている地域である（甲A50 [42頁]）。

15

20

25

東京都景観計画（甲141）では、「大規模建築物等景観形成指針」として、

5 絵画館が「保全対象建築物」に指定されており、広汎な景観誘導地域が指定されている。本件事業区域は、この景観誘導地域には含まれていないものの、絵画館に向けた眺望を保全するためには、絵画館と眺望地点の間にあるイチヨウ並木の保全がなされなければ、眺望点から絵画館に向けた眺望の価値は大きく損なわれることは明らかである。上記の指定は、都内でも国会議事堂、迎賓館、絵画館、東京駅丸の内駅舎の4箇所しか指定されていない指針であり、本件事業区域を含む神宮外苑地区の景観上の重要性を明らかにしている。

10 このように神宮外苑地区については、「景観行政団体が策定した景観計画において、良好な景観の形成に関する方針及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項のうちの規制又は措置の基準が詳細かつ具体的に定められている」のであり、その定めから「第一種市街地再開発事業に関する都市計画の決定をするに当たって保護すべき景観の内容、場所的又は空間的な範囲、保護の方法態様等が具体的にうかがわれ、都市再開発法及び都市計画法並びにその関係法令の規定が、不特定多数の者の景観利益を専ら一般的公益の中に吸収解
15 消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含む」ことは明らかである（東京地判平成25年11月7日（平成25年（行ウ）第3号）判例集未掲載（ウエストロー登載。甲A58））。

20 このように考えると、同じ風致地区内に居住する北青山1丁目アパートの住民以外についても、神宮外苑地区については「景観利益」に基づく原告適格が認められるべきである。

景観行政団体として、神宮外苑地区の景観を保護することを仕組みとして運用している①東京都に居住する者、又は、②新宿区及び港区に居住する者については、いずれも原告適格が認められるべきである。

25 また、仮に上記の範囲で原告適格が認められないとしても、少なくとも、東

京都環境確保条例においては「景観が影響を及ぼすおそれのある地域とされる計画地の港区側及び新宿区側それぞれの中心から約800メートルまでの範囲（景観の現地調査の近景域）」を基準として「対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域で当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域」を技術指針等にしながら定めているのである（被告準備書面（3）参照）
5 から、この範囲の地域の町丁に居住する原告については原告適格が認められるべきである。

本件事業との関係でいえば、本件環境影響評価書（乙54-2 [557頁]）に「環境に影響を及ぼすおそれのある地域…の町名」が記載されており、北青山1丁目アパートの住民を除いたとしても、当初原告の原告番号5及び32、
10 並びに追加提訴原告の原告番号15、16、17、34、35、36、38、55及び53の原告には原告適格が認められる。

なお、その他の原告についても、神宮外苑地区の歴史的景観の重要性、原告らと当該地域との結びつき、本件事業区域を含む神宮外苑地区において保全されている良好な景観の恵沢を日常的に享受していること（甲190-1及び甲
15 190-2）を踏まえると、「景観利益」との関係で個々人の個別的利益が害されるのであり、その他の原告も原告適格は認められるべきである。

以上

20

証 拠 方 法

別紙証拠説明書のとおり